

【参考】届出の対象となる行為

※ここに示すものについては基本的な考え方であり、対象事業に該当するかどうか判断に迷う場合は、事前に県環境課までご相談ください。

○ 土地の形質の変更の対象となる行為

- 盛土及び掘削が対象となる。
造成等に伴う土工事その他、地盤面の形状の変更や道路舗装・外構等の更新といった現状を変更する行為も対象となる。
- 盛土には以下（一例）の行為も含まれる。
 - ◇ 砂利、縁石等の敷設
 - ◇ 道路舗装
 - ◇ 掘削土壌の敷地内での一時仮置き
- 掘削には以下（一例）の行為も含まれる。
 - ◇ 道路路盤材の撤去
 - ◇ 建築物や工作物の基礎、縁石、側溝、配管等の敷設及び撤去に伴う掘削
 - ◇ 伐根（伐採は含まない）
 - ◇ 杭打ち（地盤改良工事等を含む）

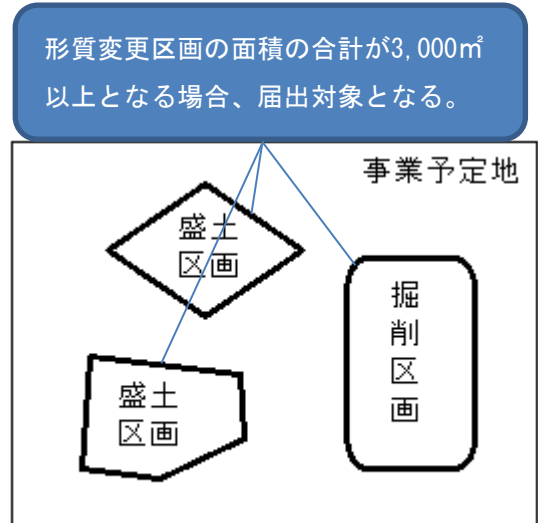


図1 届出対象地

○ 面積の算定方法

- 対象事業地の中で、盛土及び掘削する範囲の面積のみを合計する。（図1）
- 傾斜地の形質変更の場合は、対象地を平面投影した面積で算定する。（図2）
- トンネルの場合は、開口部を平面投影した面積で算定する。（図3）（開口部以外の地中部分については、算定対象外）

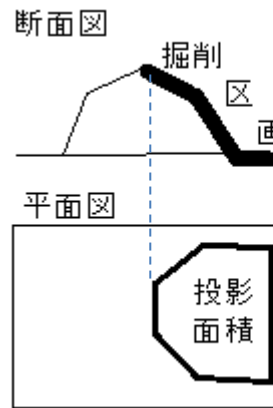


図2 傾斜地

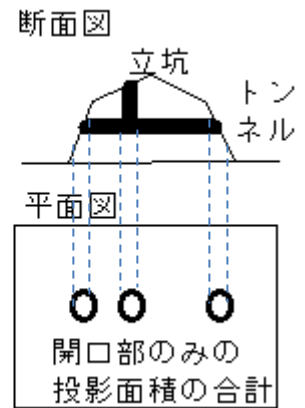


図3 トンネル

○ 同一の手続きで届け出る範囲

- 複数の土地の形質の変更が、一連の行為であると判断されるものは、まとめて一の形質変更とみなし、面積要件等を判断する。
 - ◇ それぞれの形質変更が行われる土地が同じ敷地内であることを必ずしも要せず、事業の計画や目的、時間的近接性、実施主体等で総合的に判断する。
 - ◇ 発注単位や工区単位とは必ずしも限らない。

○ 例外規定等

- 以下の行為は、土地の形質変更区画の面積の合計が 3,000 m²以上となる場合であっても、届出義務の対象外となる。
 - ◇ 港湾、河川等の浚渫は土地の形質の変更に該当しない
浚渫土を砂浜に盛る行為は、その他の掘削を伴わない場合、届出対象外となる。
 - ◇ 掘削を一切行わない、盛り土のみの土地の形質変更
 - ◇ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - ◇ 形質変更の深さが最大 50cm 未満であって、区域外への土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為
 - 形質変更対象事業地内に 1箇所でも深さ 50cm 以上の掘削がある場合は、深さに関係なく、形質変更対象事業地（掘削・盛土区画）全体が届出対象となる。
 - 形質変更の基準面となるのは、アスファルト等の構造物を含んだ現在の地表面となるので、例えば、道路が 60cm の路盤で覆われている場合において、その路盤をはがす行為は、50cm 以上掘削することになるので届出の対象となる。
 - ◇ 農業を営むために通常行われる行為であって、区域外への土壌の搬出を行わないもの
 - 農業者によって日常的に反復継続して行われる軽易な行為をいい、具体的には、耕起、収穫などが該当する。
 - 土地改良事業のように通常の土木工事と同視することができるものは、届出の対象となる。
 - ◇ 林業のように供する作業路網の整備であって、区域外への土壌の搬出を行わないもの
 - 一時的な作業道の整備が該当する。
 - 林道整備のように通常の土木工事と同視することができるものは、届出の対象となる。
 - ◇ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更